

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第36回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年5月17日

1 開 会

2 議 題

- (1) 多人数の児童・生徒がPCR検査の対象となった場合の緊急対応について

3 閉 会

多人数の児童・生徒がPCR検査の対象となった場合の 緊急対応について

1 現状の課題と目的

北区では、令和2年4月末より北区第一PCR検査センターの運営開始をはじめ、区内の検査体制の充実を図ってきた。

しかしながら、小中学校・幼稚園・保育園等において、陽性者が発生し、多くの児童・生徒にPCR検査の必要が生じた場合、現状の体制では速やかな対応が困難となることが懸念される。現在、変異株が猛威を振るう中、区としては、早急な検査体制整備が求められる。

については、区内検査機関で対応が困難な事態が生じた際、以下のとおり対応する。

2 緊急態勢の概要

(1) 緊急態勢実施の判断

小中学校・幼稚園・保育園等において、多人数の児童・生徒がPCR検査の対象となり、北区保健所において、区内検査機関での検査処理が困難であると判断した場合

(2) 検査会場

○ 区立幼稚園、小・中学校で、多くの児童・生徒が検査を実施する場合
当該校を検査会場とする。

○ 区内幼稚園・保育園・こども園等で、多くの児童が検査を実施する場合
遊休施設等区内数カ所の候補地を設定し、検査対象者が最もアクセスしやすい場所を検査会場とする。

(3) 従事者

以下のとおりとする。

医師	北区医師会からの派遣
看護師	北区医師会からの派遣。ただし、不足する場合は、北区保健所が業務委託を行う看護師とする。
受付・検体取扱	北区保健所職員とする。
会場の管理など(※)	教育委員会事務局職員等とする。ただし、人手が不足する場合は、他部署からの応援態勢をとる。

※ 業務には、検査会場の設営、待合室への誘導、後片付け、部屋の消毒、鍵の開閉等とする。